

第20期

定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2019年7月30日（火曜日）
午前10時

開催
場所

東京都千代田区平河町二丁目4番3号
ホテル ルポール麹町 2階
ロイヤルクリスタル

決議事項

- 第1号議案 取締役3名選任の件
- 第2号議案 役員退職慰労金贈呈の件
- 第3号議案 資本金の額の減少（減資）の件

郵送による議決権行使期限

2019年7月29日（月曜日）午後5時30分到着

目次

定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
計算書類	19
監査報告	22
株主総会参考書類	25
株主総会会場ご案内図	末尾



招集ご通知の掲載内容がパソコン・スマートフォン・タブレット端末からご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/3329/>



東和フードサービス株式会社

証券コード：3329

証券コード 3329
2019年7月10日

株 主 各 位

東京都港区新橋三丁目20番1号
東和フードサービス株式会社
代表取締役社長CEO 岸野 誠人

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年7月29日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年7月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番3号
ホテル ルポール麹町 2階ロイヤルクリスタル
3. 目的事項
報告事項 第20期（2018年5月1日から2019年4月30日まで）事業報告および計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 取締役3名選任の件
- 第2号議案 役員退職慰労金贈呈の件
- 第3号議案 資本金の額の減少（減資）の件

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎当日の受付開始は、午前9時を予定しております。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.towafood-net.co.jp/>）に掲載させていただきますのでご了承下さい。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.towafood-net.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。
- ◎株主総会決議ご通知の発送は取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。

(添付書類)

事業報告

(自 2018年5月1日)
(至 2019年4月30日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

第20期前半には記録的な猛暑や度重なる大型台風の上陸等で、鉄道の計画運休、ショッピングセンターの営業時間短縮等、外的要因による客数の伸び悩みから既存店の売上高が前年比100%を割り込む月もありましたが、好天時にはその反動を取り込むべく展開したトレンドを意識して対応している積極的なメニュー政策により、客数回復に繋げることが出来ました。

しかし営業利益および当期純利益におきましては発表予想を下回る結果となりました。19期に出店した店舗の減価償却費や人件費の上昇等が営業利益の減少に影響しております。当期純利益におきましては、「固定資産の減損に係る会計基準」に則り、21期の退店が決定している店舗分の減損損失を含め95百万円の特別損失計上の影響し、当社予想の収益計上までは至りませんでした。前年は固定資産売却益63百万円があったことも前期実績との差異に影響しております。

商品面では「トップクオリティ」の商品提供にこだわりつつ、各個店毎の客層・ターゲットにあわせたメニュー展開を推進するため、全従業員を対象とした商品開発の社内大会を実施。その入賞作品から店舗のメニューに反映するという仕組みも成果を出し始めており、椿屋珈琲グループで展開している「椿屋プレミアムブレンド・椿屋プレミアムアイスコーヒー」やダックキーダックGの「彩りフルーツの贅沢ズコット」等、ヒット商品も誕生しております。さらにインターネット販売の拡大を狙い「椿屋特製ビーフカレー」「金のチーズケーキ」等の販売もスタートさせ、利益率の向上に繋げていくための仕組みの構築、その前提としての品質管理体制の構築に努めて参りました。

以上の結果、売上高は113億5百万円（前期比2.0%増）、営業利益は4億87百万円（同26.6%減）、経常利益は5億42百万円（同21.5%減）、当期純利益は2億79百万円（同34.0%減）となりました。また期末総店舗数は3店舗増加し、122店舗となりました。

「先を見据えて 今を生きる」という社是、「味覚とサービスを通して都会生活に安全で楽しい食の場を提供する」という経営理念に基づき、全従業員が誇りとお客様への感謝を持ち「あったら楽しい・手の届く贅沢」の提供が出来るよう日々精進してまいります。

部門別の概況につきましては、以下のとおりです。

【カフェカンパニー（前期比0.6%増）】

『椿屋珈琲グループ』（期末店舗数48店舗 5店舗増加）

当社のシンボルである椿屋珈琲グループの売上高は42億79百万円（前期比4.8%増）となりました。「古き良き時代、大正ロマン」を感じさせる内装・雰囲気の中、ホスピタリティに溢れ、落ち着きのある接客サービスでおもてなしをするという考え方のもと、脱日常の時間を提供しております。

変わらない魅力の「椿屋オリジナルブレンド」に加え、昨今のトレンドを背景に開発した「椿屋プレミアムブレンド」等、原理原則を守りつつ、世の中のトレンド、変化に対応することも心掛けております。

椿屋ブランディングに伴う新規出店も積極的に行い、10月「椿屋珈琲池袋離れ」、11月「椿屋カフェグランツリー武蔵小杉店」、12月「椿屋カフェみなとみらいクロスパティオ店」、2月「椿屋カフェ京急上大岡店」、4月「椿屋カフェ池袋東口店」と5店舗の新規創店を実施いたしました。課題であった路面店の出店も2店舗出来た事で、盤石な収益基盤の確立が進められております。今後も椿屋珈琲は街の文化をつくるために、ナンバーワン且つオンリーワンの戦略を追求いたします。

『ダッキーダックグループ』（期末店舗数24店舗 3店舗減少）

ダッキーダックグループの売上高は25億71百万円（前期比5.6%減）となりました。多くの方に親しみ深いオムライスとケーキメニューを中心に幅広い年代の女性をメインターゲットとし、自社ケーキ工房や店内ケーキスタジオで作られるフレッシュなケーキ、トレンドをおさえたスイーツを中心に提供しております。

メニュー政策におきましては、ブランド米・ブランド卵等、トップクオリティにこだわり開発を進めたスコッチエッグオムライスが社外の大会で関東甲信越地区グランプリに選ばれた他、地域毎の特徴を活かし、店舗スタッフにより考案されたケーキが収益に貢献する等、ショッピングセンターの撤退やレストランフロアの改装による長期休業に伴う店舗の減少を少なからずカバーしております。

【ダイニングカンパニー（前期比3.5%増）】

『イタリアンダイニングドナグループ』（期末店舗数26店舗 2店舗増加）

イタリアンダイニングドナグループの売上高は19億8百万円（前期比2.0%増）となりました。完全無添加の自社製生パスタを中心に、美と健康の追求と旬の食材をふんだんに使用したメニュー開発、お酒のシーンにあう一品料理とステーキメニューの投入により、収益、店舗数共に成長することが出来ました。

新規創店におきましては11月「イタリアンダイニングDONA相鉄ライフ三ツ境店」、4月には新業態の「Cheese Egg Gardenアトレ松戸店」を創店いたしました。脱日常・高付加価値の提供に向け、店舗でつくる「手作りモッツアレラチーズ」、お客様の目の前で仕上げる「パルミジャーノレッジャーノスパゲッティ」等、ライブ感の提供という新たな挑戦も加えつつ収益拡大にも努めております。

『ぱすたかん・こてがえしグループ』（期末店舗数15店舗 1店舗減少）

ぱすたかん・こてがえしグループの売上高は12億99百万円（前期比4.0%増）となりました。昨年から実施している完全焼き出し提供へのスタイル転換と鉄板ステーキメニューの投入により、買上皿数と客単価の上昇に繋がっております。5月には「ぱすたかん新宿ミロード店」を改装リニューアルオープンし、予約台帳システムの導入と「ぱすたかん・こてがえし」公式アプリの導入により、店舗の業務効率化も進展しております。

『プロント』（期末店舗数9店舗 増減なし）

プロントの売上高は8億15百万円（前期比6.3%増）となりました。

弊社がフランチャイジーとして運営するプロントでは、朝から昼はカフェとしてコーヒー・トースト・マフィンやランチパスタを、夜はバーとしてシンプルかつ美味しいフードと共にビールやハイボールをはじめとしたお酒を気軽にお楽しみ頂けます。

【生産カンパニー・インターネット販売】

生産カンパニーの売上高は4億30百万円（前期比11.0%増）となりました。

コンフェクショナリーにおきましては、焼き菓子、ケーキ、食パンを、戸塚カミサリーにおきましては特許製品であるバジルソースをはじめ、パスタソース、ドレッシングを販売しております。椿屋ロースターでは自社焙煎珈琲豆やドリップ珈琲、椿屋ボトル缶珈琲の販売拡大に繋げており、日本におけるマーケットの広がりを踏まえ、現地での珈琲豆の調達も視野にいれながら、焙煎の研究を続けております。

インターネット販売におきましては、主として楽天市場椿屋珈琲店におきまして「チーズケーキ」や「椿屋カレー」等の新ラインアップを展開し、母の日やお中元のギフト販売等での売上倍増を目標に進めております。

(2) 部門別売上実績

区 分		第19期 (2018年4月期)	構成比	第20期 (2019年4月期)	構成比	前年比
		千円	%	千円	%	%
カ フ ェ カ ン パ ニ ー	椿屋珈琲グループ	4,082,741	36.8	4,279,115	37.9	104.8
	ダ ッ キ ー ダ ッ ク	2,723,933	24.6	2,571,584	22.7	94.4
		6,806,674	61.4	6,850,700	60.6	100.6
ダ イ ニ ン グ カ ン パ ニ ー	イタリアンダイニング ドナ	1,871,562	16.9	1,908,844	16.9	102.0
	ぱすたかん・こてがえし	1,249,793	11.3	1,299,939	11.5	104.0
	プ ロ ン ト	767,420	6.9	815,430	7.2	106.3
生 産 カ ン パ ニ ー		3,888,777	35.1	4,024,214	35.6	103.5
生 産 カ ン パ ニ ー		387,523	3.5	430,206	3.8	111.0
合 計		11,082,975	100.0	11,305,120	100.0	102.0

(3) 対処すべき課題

①メニュー・業態開発の強化

消費トレンドは、大量生産・大量消費の「社会的欲求」を満たす時代から、個人の嗜好に合った商品やサービスを選ぶ「自己実現欲求」を満たす消費マインドに変化しています。私達は椿屋珈琲に代表される「手の届く贅沢」「あったら楽しい食の場」の営業コンセプトを堅持し、トップクオリティのメニュー、接客サービスの提供を深化させます。

生産（焙煎）からメニュー、調理（抽出）、接客・オペレーションまでの一貫した自社管理体制は当社の強みです。スキルや知識を競い合い、学び合う全従業員を対象とした社内大会の実施、社外大会への積極参加を通じて商品・サービスの品質向上を図ります。

前期に出店した“Cheese Egg Garden（アトレ松戸店）”をプロトタイプとした新業態のモデル化を推進し、既存業態のブラッシュアップのみならず、当社の特長を活かした新規業態の出店につなげてまいります。

また食材高騰リスクに備え、原価管理ソフトへのシステム投資と積極運用を行い、迅速かつ柔軟なレシピ展開により、付加価値の高い商品開発に努めます。

②出店基準の見直し

人手不足による人件費の高騰を受け、固定費の高い商業施設への出店基準を見直します。

アマゾンに代表されるインターネット販売の普及により、ショッピングセンターの収益構造は不動産収益への依存度を高めており、更新不可の定期借家賃貸借契約による撤退リスクが高まっています。また更新時の改装費用（長期休業）、解約時の原状回復費用によるテナント負担は増加傾向にあり、収益圧迫の一要因となっています。

以上のことから、長期賃貸借契約を条件とした出店に人的リソースを集中するほか、いわゆる「コト消費」のコンテンツを持つ商業施設への出店を強化し、売上規模を維持しつつ、収益性を高める店舗開発に努めます。

③生産・外部販売の強化

ソース、生パスタ、ケーキ、珈琲（自社焙煎）の生産工場をコストセンターに位置付け、生産性向上投資を通じて全社の収益性を強化します。

戸塚工場では、ソースの冷却設備（チラー）の増強およびレイアウト変更による工程・工数の圧縮を図るほか、従業員の安全管理、衛生管理への投資を行い、より強固な生産体

制を構築します。

深川ケーキ工場では、生産過程における機械化（一部）と冷凍設備の増強により、消費期限の短い生菓子生産の平準化を図るほか、クリスマスケーキの繁忙期における従業員の時間外労働時間を圧縮し、労働環境の改善を図ります。

珈琲の焙煎工場においては、当社初となる生産国への直接買い付けを行い、より高品質で安定的な生豆の仕入れと焙煎技術の向上に努めます。また需要が高まる一杯出しドリップコーヒーへの設備投資を行い、生産量の増強を図ります。

生産部門全体では、他社への委託生産・外部販売を継続して強化するほか、工場直販となるインターネット販売は、新たに事業部を設置し、本年10月から始まる消費税の軽減税率を見据えた組織体制を整えるほか、イトイン以外の商品開発、販路の開拓に努めます。

(4) 設備投資および資金調達状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は、8億44百万円（敷金および保証金を含む）であります。

その主なものは、当事業年度における7店舗の新規出店、及び改装1店舗であります。これらの設備投資資金は、全て自己資金によって賄いました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

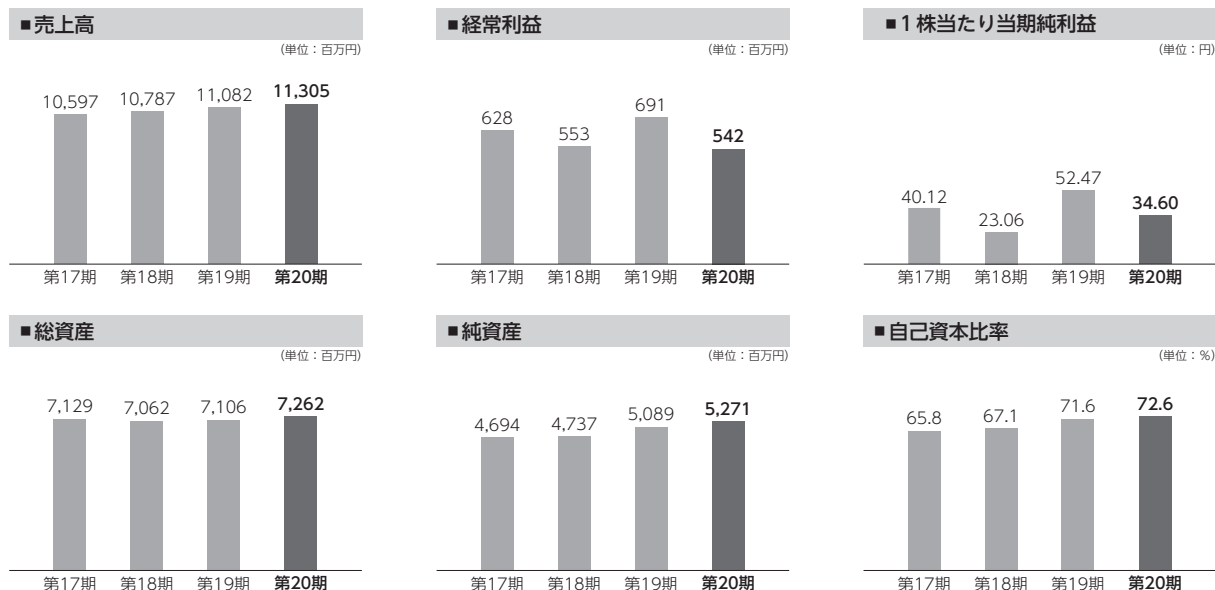
(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産および損益の状況の推移

区 分	第17期 (2016年4月期)	第18期 (2017年4月期)	第19期 (2018年4月期)	第20期 (2019年4月期)
	千円	千円	千円	千円
売 上 高	10,597,584	10,787,009	11,082,975	11,305,120
経 常 利 益	628,458	553,215	691,545	542,545
当 期 純 利 益	327,048	187,237	423,405	279,245
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	40円12銭	23円06銭	52円47銭	34円60銭
総 資 産	7,129,214	7,062,741	7,106,162	7,262,232
純 資 産	4,694,234	4,737,254	5,089,187	5,271,616
自 己 資 本 比 率	65.8%	67.1%	71.6%	72.6%

注.当社は、2015年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。また2017年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。



(10) 重要な親会社および子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（2019年4月30日現在）

- ① レストランおよび喫茶店の経営
- ② 各種食料品の製造加工販売

(12) 主要な事業所 (2019年4月30日現在)

本店所在地	東京都港区新橋三丁目20番1号 TOWAJ'Sビル6階		
深川センター	東京都江東区猿江二丁目2番5号		
椿屋ロースター	東京都江東区猿江二丁目2番5号		
戸塚カミサリー	神奈川県横浜市戸塚区上矢部町1021番1号		
店 舗	椿屋珈琲グループ	椿屋珈琲他	48店舗
	ダッキーダック	有楽町店他	24店舗
	イタリアンダイニングドナ	有楽町店他	26店舗
	ぱすたかん・こてがえし	新宿店他	15店舗
	フロント	新橋店他	9店舗

(13) 主要な借入先 (2019年4月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社りそな銀行	千円 150,000

(14) 従業員の状況 (2019年4月30日現在)

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 子	189名	△5名	37.61歳	11.1年
女 子	76名	10名	29.14歳	3.7年
合 計 または平均	265名	5名	35.18歳	9.0年

(注) 他にキャスト (アルバイト) 2,306名 (前期末比 140名増) を雇用しております。

4. 会社役員に関する事項（2019年4月30日現在）

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	岸野 誠人	東和産業株式会社代表取締役社長
代表取締役専務執行役員	菅野 政彦	成果推進本部長・安全安心推進室担当
取 締 役	小川 一夫	小川会計事務所代表・株式会社松岡監査役
常 勤 監 査 役	土居 清和	
監 査 役	堀 口 忠史	
監 査 役	二宮 類四郎	

- (注) 1. 取締役小川一夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役土居清和、二宮類四郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 常勤監査役土居清和は長年培ってきた監査に関する専門的な知識や経験を活かし、当社の経営全般に対する監督やチェック機能を果たしております。
 4. 監査役二宮類四郎は長年培ってきた金融部門の専門的な知識及び実務経験を有しており、当社経営全般に対する監督やチェック機能を果たしております。尚、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当社では、経営効率の向上を図るため、執行役員制度を導入しております。
 6. 取締役岸野禎則は2018年11月29日付で退任いたしました。（退任時の地位：代表取締役会長兼CEO）
 7. 監査役鈴木好彦は2018年8月1日付で辞任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	35,499千円 (5,700千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	10,500千円 (7,500千円)
合 計	8名	45,999千円

- (注) 1. 期末現在の人員は、取締役3名、監査役3名であります。
 2. 株主総会の決議による役員報酬の総額は次のとおりであります。
 取締役 月額 10,000千円以内、監査役 月額 3,000千円以内
 (取締役：2002年7月26日定時株主総会決議)
 (監査役：2018年7月31日定時株主総会決議)
 3. 上記には、2018年11月29日付にて退任した取締役1名および2018年8月1日付にて辞任した社外監査役1名を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

該当事項はありません。

② 社外役員の主な活動状況

取締役小川一夫は、当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役土居清和は、当事業年度開催の取締役会13回全ておよび当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役二宮類四郎は、社外監査役就任後開催の取締役会10回全ておよび社外監査役就任後開催の監査役会10回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

監査役鈴木好彦は、2018年8月1日の辞任までの当事業年度開催の取締役会4回全ておよび当事業年度開催の監査役会4回全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約に関する事項

当社定款において、会社法第427条第1項の規定により社外役員との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、当社が社外役員と締結している個別の責任限定契約はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東光監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		支 払 額
①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	14,380千円
②	当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,380千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を含めております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、過年度の監査計画・監査の遂行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度の報酬見積りの相当性について比較検討した結果、「適正な監査の確保」の視点から、合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が法定の解任事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、必要があると判断される場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「味覚とサービスを通して、都会生活に安全で楽しい食の場を提供する」を共有の志として、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
 - ② 取締役会は、取締役および社員の職務の執行が法令および定款に適合しているかどうかを監督し、必要に応じて執行役員または主管部門の責任者から報告を受けると共に、必要な決議、指示・指導を行う。
 - ③ 監査役は、取締役の職務執行を監査すると共に、執行役員およびその管轄部門の職務が法令・定款・社内規程に沿って適切に行われているかどうかを監査する。
 - ④ コンプライアンスに関する事項を統括する部門は、コンプライアンス体制の構築・推進を行い、取締役会および監査役会に審議内容及び活動を報告する。また、社員が直接報告することを可能とする報告相談窓口を設置し、従業員等がコンプライアンス上の問題点を直接通報できる体制とする。なお、報告・通報を行った社員に対し、報告・通報を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止する。
 - ⑤ 監査室は、社内の組織の業務が法令・定款・社内規程に沿って適切に行われているか監査すると共に、改善を要する事項について指導を行う。
 - ⑥ 反社会勢力に対しては、排除に向けた体制を構築すると共に、不利な要求に対しては断固としてこれを拒否する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会、経営会議およびその他の重要な会議における決議事項、報告事項並びに稟議決裁の情報を安全に保存・管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の事業に関するコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクに対し、担当取締役および執行役員は管轄する部門における対応策を準備すると共に、必要に応じて規程、ガイドラインおよびマニュアルの制定・配布、研修、マニュアルの作成などを実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、原則として毎月1回開催し、業務執行に関する重要事項を決定し、取締役の職務執行の監督をすると共に、取締役から月次の業績等職務執行状況の報告を受ける。
- ② 取締役会は、各部門が担うべき職務分掌を定め、当該職務分掌に基づき会社全体の組織業務を効率的に運営する。
- ③ 取締役・執行役員による経営会議を原則として毎週1回開催し、情報の共有、職務執行状況の確認を行う。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合には、速やかに取締役会と監査役会が合意する人選を行って配属する。

6. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項 前号の人選によって配属された社員は、監査役会の管理下で業務を遂行し、人事考課等についても取締役から独立した体制とする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制および報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役が求めた場合、取締役・執行役員および従業員等は、会社経営および事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況および結果について速やかに報告する。
- ② 取締役・執行役員および従業員等は、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時には、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。
- ③ 監査役は報告した取締役及び従業員等に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役および従業員等に周知徹底する。

8. 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務の執行上必要とする費用の前払または債務の償還の手続きその他の職務執行について生じる費用等の請求について、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、監査室の年次監査計画について説明を受け、その実施状況について適宜報告を受ける。
- ② 監査役および監査役会は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けると共に適宜会合を持ち情報交換を行う。
- ③ 取締役社長（必要に応じて、他の取締役）は、監査役と定期的な意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、「内部統制の基本方針」に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

①職務執行の適切性や効率性

当事業年度は、取締役会を13回開催し、会社の重要事項について、法令及び定款に基づき審議、決定しています。

また、組織改正に伴う業務執行については、職務分掌・権限規程を改訂し、その責任者と執行手続きを定めており、組織的かつ効率的な運営を図っています。

監査役会は13回開催し、監査計画及び監査業務の分担等に基づき、取締役の職務の執行を監査しています。

②リスク管理体制

社長直属の内部監査部門（監査室）は、本社、店舗、工場などの業務全般に関し、内部統制システムの整備・運用状況の監査を実施しています。店舗監査は、半期に1回以上実施し、当事業年度は上期延129店舗、下期延123店舗実施いたしました。

また、新任店舗責任者に対し、グランドオープン前後や異動後に「指導監査」を10回実施いたしました。

当社の企業風土の一つである「クリーンデー」（毎月10日に全事業所・店舗や町内を清掃）を、防災・防火点検も兼ねた「防災クリーンデー」とし、災害リスクにも対処しています。

インターネット販売の増加や「食の安全」の永続的強化に伴い「品質管理室」「品質保証室」を新設いたしました。また当社で認証を取得している「ISO22000」（食品安全マネジメントシステム）の考え方にHACCP手法に基づく衛生管理方法を加えた「店舗衛生管理計画」の作成にも着手しています。

③コンプライアンスに対する取り組み

当事業年度では、経営基本方針、経営会議、店長会議、経営幹部合宿研修、職階別研修、成果推進本部長セミナー、社会保険労務士セミナーなどを通じて、「法令遵守」「コーポレート・ガバナンス」に対する意識の向上に努めました。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のための内部留保を重視する一方、株主に対する利益還元を行うことは経営上の重要課題と認識しており、経営基盤の強化と自己資本比率の向上を図りつつ、安定的な配当の継続を基本としております。

当社では、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議でもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度につきましては、配当方針をもとに、業績の状況等を勘案して、中間配当金は6円、期末配当金は6円とさせていただきます。

貸 借 対 照 表

(2019年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,082,447	流動負債	1,449,460
現金及び預金	1,300,307	買掛金	231,128
売掛金	142,924	1年内返済予定の長期借入金	150,000
ＳＣ預け金	283,138	リース債務	45,140
商品及び製品	40,268	未払金	545,829
原材料及び貯蔵品	92,541	未払賞与	115,812
前払費用	140,617	未払費用	110,254
その他	83,198	未払法人税等	97,557
貸倒引当金	△548	未払消費税等	92,867
固定資産	5,179,785	預り金	28,264
有形固定資産	2,933,036	資産除去債務	30,561
建物	1,339,666	前受収益	2,045
機械及び装置	133,856	固定負債	541,155
工具、器具及び備品	463,653	リース債務	18,603
土地	939,000	退職給付引当金	337,907
リース資産	56,536	資産除去債務	163,660
建設仮勘定	324	長期預り金	1,500
無形固定資産	29,630	長期預り敷金	19,484
ソフトウェア	18,662	負債合計	1,990,616
リース資産	1,024	純資産の部	
電話加入権	9,944	株主資本	5,258,181
投資その他の資産	2,217,117	資本金	673,341
投資有価証券	39,968	資本剰余金	683,009
出資金	310	資本準備金	683,009
従業員に対する長期貸付金	195	利益剰余金	4,002,260
長期前払費用	20,112	その他利益剰余金	4,002,260
繰延税金資産	238,371	別途積立金	3,480,000
差入保証金	378,834	繰越利益剰余金	522,260
敷金	1,538,127	自己株式	△100,429
その他	1,200	評価・換算差額等	13,435
貸倒引当金	△1	その他有価証券評価差額金	13,435
資産合計	7,262,232	純資産合計	5,271,616
		負債及び純資産合計	7,262,232

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2018年 5 月 1 日)
(至 2019年 4 月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	11,305,120
売上総利益	3,023,294
販売費及び一般管理費	8,281,826
営業利益	7,793,974
受取利息	96
受取配当金	592
受取家賃	25,300
協賛取	2,240
受取その他の利益	30,057
営業外費用	4,596
支不動産の賃貸	3,338
支不動産の賃貸	1,986
支不動産の賃貸	2,863
経常利益	542,545
固定資産除却損失	14,413
減損	81,404
税引前当期純利益	446,727
法人税、住民税及び事業税	163,976
法人税等調整額	3,505
当期純利益	279,245

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年5月1日)
(至 2019年4月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	673,341	683,009	683,009	3,280,000	539,852	3,819,852	△100,429	5,075,772
当 期 変 動 額								
別途積立金の積立				200,000	△200,000	-		-
剰余金の配当					△48,418	△48,418		△48,418
剰余金の配当 (中間配当)					△48,418	△48,418		△48,418
当期純利益					279,245	279,245		279,245
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	-	200,000	△17,591	182,408	-	182,408
当 期 末 残 高	673,341	683,009	683,009	3,480,000	522,260	4,002,260	△100,429	5,258,181

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	13,414	13,414	5,089,187
当 期 変 動 額			
別途積立金の積立			-
剰余金の配当			△48,418
剰余金の配当 (中間配当)			△48,418
当期純利益			279,245
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	20	20	20
当期変動額合計	20	20	182,429
当 期 末 残 高	13,435	13,435	5,271,616

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年6月18日

東和フードサービス株式会社
取締役会 御 中

東光監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 鈴 木 昌 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 安 彦 潤 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東和フードサービス株式会社の2018年5月1日から2019年4月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、2019年5月31日開催の取締役会において、2019年7月30日開催の第20期定時株主総会に資本金の額の減少の件を付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年5月1日から2019年4月30日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項、及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役等からその構築及び運用の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東光監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年6月20日

東和フードサービス株式会社 監査役会

常勤監査役 土居 清 和 ㊟

監査役 堀 口 忠 史 ㊟

監査役 二 宮 類 四 郎 ㊟

(注) 常勤監査役土居清和、監査役二宮類四郎は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役3名選任の件

現任取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

きし の まさ と
岸野 誠人

(1977年10月13日生)

所有する当社の株式数
800株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2006年5月 東和産業株式会社取締役
2006年5月 誠香インベストメント株式会社代表取締役社長（現任）
2006年7月 東和アミューズメント株式会社 取締役
2009年6月 東和アミューズメント株式会社代表取締役社長（現任）
2010年7月 東和産業株式会社代表取締役社長（現任）
2016年7月 当社取締役
2018年7月 当社代表取締役社長
2019年5月 当社代表取締役社長CEO（現任）

候補者
番号

2

かん の まさ ひこ
菅野 政彦

(1958年1月6日生)

所有する当社の株式数
16,000株

・略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年7月 当社取締役総務・人事グループ担当
2004年7月 当社取締役執行役員 営業本部副本部長
2006年4月 当社取締役常務執行役員 営業本部副本部長
2008年6月 当社営業本部長 安全安心推進室担当（現任）
2009年11月 当社取締役専務執行役員（現任）
2017年5月 当社成果推進本部長（現任）
2018年2月 当社代表取締役（現任）

お がわ かず お
小 川 一 夫

(1950年9月18日生)

所有する当社の株式数
4,000株

■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1974年4月	昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
1995年5月	同 法人シニア・パートナー（代表社員）就任
2010年6月	同 法人退所
2010年7月	小川会計事務所代表（現任）
2011年4月	株式会社松岡監査役（現任）
2012年7月	当社取締役（現任）

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小川一夫氏は社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由
小川一夫氏につきましては、公認会計士として長年培ってきた豊富な知見や経験を当社の経営に反映していただくためであります。
4. 当社の社外取締役に就任してからの在任期間
小川一夫氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって7年となります。

第2号議案 役員退職慰労金贈呈の件

2018年11月29日をもって当社取締役を退任された岸野禎則氏に対し、創業以来20年間の功績に報いるものとして、役員退職慰労金82,500千円を贈呈するものであります。なお、贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

岸野禎則氏の略歴

氏名	略歴
岸野 禎則	1998年 5月 当社代表取締役社長就任 2017年 5月 当社代表取締役会長就任 2018年 1 1月 当社代表取締役会長兼CEO退任

第3号議案 資本金の額の減少（減資）の件

今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えます。

(1) 減少する資本金の額

資本金の額673,341,000円を573,341,000円減少して100,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

(2) 資本金の減少が効力を生ずる日

2019年9月1日（予定）

本件は純資産の部における科目間の振替処理であり当社の純資産額の変動はございません。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都千代田区平河町二丁目4番3号

ホテル ルポール 麹町 (麹町会館) 2階「ロイヤルクリスタル」

電話 東京 (03) 3265-5365



交通のご案内

- 地下鉄有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩3分
- 地下鉄半蔵門線・有楽町線「永田町駅」5番出口より徒歩5分
- 地下鉄南北線「永田町駅」9b番出口より徒歩5分